

不利益処分の内容	改築工事費用の原因者への負担命令		
根拠法令及び条項	下水道法第 19 条		
担 当 課	下水道企画課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
法施行令第 11 条の規定により算出した量以上の汚水量を排除することができる排水設備が設けられることにより公共下水道の改築が必要となったときは、当該工事に要する費用の一部を当該排水設備を設ける者に負担させることとする。			
〔処分の内容〕			
負担金の算出にあたっては、改築に必要となる公共下水道の工事費から、既設公共下水道の減価償却費の率を乗じたものを控除した額を限度とする。			
参 考			
〔法施行令第 11 条〕			
(工事負担金に係る下水の量の算出方法)			
法第 19 条の規定による下水の量の算出方法は、排水設備から排除される汚水について、公共下水道の管渠（取付管渠を除く。）の当該汚水が流入すべき部分における計画下水量（合流式の公共下水道にあっては、そのうち汚水に係る部分）に 5 分の 1 を乗じて計算するものとする。			
※「計画汚水量」の算出にあたっては、各処理区の原単位による。			

不利益処分の内容	工事費用の施設損傷者への負担命令		
根拠法令及び条項	下水道法第 18 条		
担 当 課	下水道企画課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
故意又は過失を問わず、公共下水道の施設を損傷した場合には、その行為をした者に対し、補修工事に要する費用の全部又は一部を負担させることとする。ここで、「損傷」とは、物を物理的に破損及び傷つけた行為並びに下水道施設の機能に支障を与えた行為により、公共下水道の施設が被害を受けた場合をいう。			
〔処分の内容〕			
1 「必要を生じた限度」とは、他の行為により直接生じた公共下水道の施設に関する工事であって、当該必要を生じた時点における下水道施設の機能の回復を限度とする。			
2 「費用の全部又は一部」とは、原因者負担の思想に基づき全額負担が原則であるが、当該工事とあわせて付加的な工事等を行う場合は、当該工事分の負担を行うものとする。			
3 損傷負担金は下水道施設の損傷箇所の補修に要する工事費とし、次に掲げる各号により算定した合計額とする。			
(1) 工事費 補修工事費、路面復旧費及び地下埋設物移転費等の合計額			
(2) 事務費 前号の合計額について、次の区分により算出した額			
1,000 万円以下 10%			
1,000 万円超 3,000 万円以下 6%（最低金額：100 万円とする。）			
3,000 万円超 6,000 万円以下 4%（最低金額：180 万円とする。）			
6,000 万円超 3%（最低金額：240 万円とする。）			